

飯田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月5日

飯田市長 牧野光朗

飯田市規則第1号

飯田市財務規則の一部を改正する規則

飯田市財務規則（昭和56年飯田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第117条の2第1項に次の1号を加える。

(6) 政令第167条の2第1項第3号に規定する契約（第118条の2において「特定随意契約」という。）を締結するとき。

第118条の次に次の1条を加える。

（随意契約の内容等の公表）

第118条の2 予算執行者は、特定随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の締結を予定する時期
- (2) 契約に係る物品又は役務の名称
- (3) 契約の内容
- (4) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (5) 納入期限又は履行期間

2 予算執行者は、特定随意契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約を締結した年月日
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額
- (4) 契約の相手方の決定理由

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。